

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～ 令和10年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和8年2月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和8年5月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布して制度の周知を図る

<対策>

- 令和8年5月～ 社員へ聞き取り、検討開始
- 令和8年6月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修及び社内報などによる全社員への周知

安岡みみ・はな・のどクリニック